

日 退 教  
**事務局だより**

日本退職教職員協議会

発行責任者 竹田邦明

14-1

2014 年 4 月 30 日

**福祉部会から**

**2014 年 4 月から  
年金の受け取りなどの仕組みが一部変わります。**

昨年 8 月に交付された「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(年金強化法) により本年 4 月から施行される主な内容

**1. 子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます (遺族基礎年金)**

これまでは、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されていました。

2014 年 4 月からは、「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されます。(2014 年 4 月以降に死亡した方の遺族年金が対象になります。)

**2. 未支給年金(共済は支払未済年金)を受け取れる遺族の範囲が拡大されます。(退職共済年金・老齢厚生年金などすべての年金)**

これまでは、未支給年金を受け取れる遺族の範囲は亡くなった方と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」でした。(共済年金は相続人含む)

2014 年 4 月からは、これに加え「それ以外の 3 親等内の親族 (甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など)」まで広がります。※2014 年 4 月以降に死亡した方の未支給年金が対象となります。

＜新たに未支給年金を受け取れる遺族＞

1 親等 子の配偶者・配偶者の父母

2 親等 孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹

3 親等 曽孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

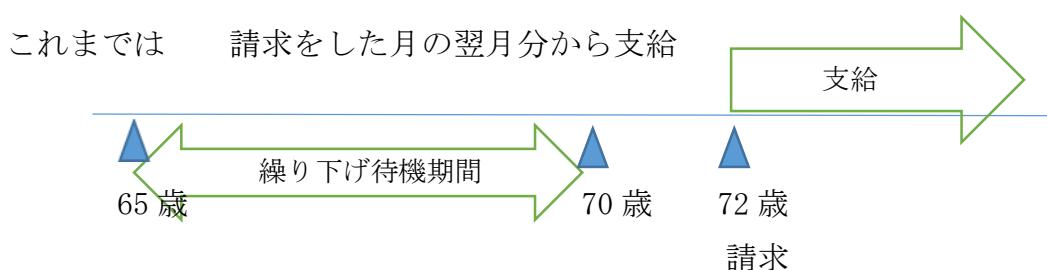
裏面に続く

### 3. 繰り下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金が支給されます（退職共済年金・老齢厚生年金、および基礎年金）

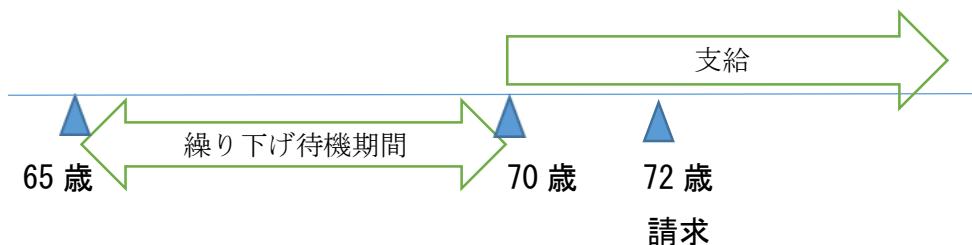
これまで、退職共済年金・老齢厚生年金の受給権を取得した日から5年を経過した日（70歳を過ぎてから）後に繰り下げの請求があったときは、請求の翌月から増額された年金が支給されていました。

2014年4月からは、70歳になった月の翌月から増額された年金が支給されます。

例) 65歳で共済年金・老齢年金を受給できる人が72歳で繰り下げ請求した場合



2014年4月からは 70歳到達月の翌月分から支給



(ただし遡れるのは2014年4月1日までの分、また、たとえば77歳で請求すると時効5年があるので70歳到達月の翌月までさかのぼれるわけではない)

### 4. 障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できます（退職共済年金・老齢厚生年金）

これまで、障害年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでした。

2014年4月からは、省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができます。（65歳までに申請）

### 2014年度4月から年金額は0.7%の引き下げ

2014年度（平成26年度）の※年金額は、0.7%の引下げとなります。（物価上昇分《今年度は賃金上昇分》03%アップと特例水準の段階的な解消《2014年4月以降は▲1.0%》との差引き）

受給者の受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支払われる6月からとなります。

※4月30日にFAXで送ったものは下線部分に一部誤りがありました。